新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（案）

令和５年〇月〇日

新潟県、新潟市、長岡市、三条市、
柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、
十日町市、見附市、村上市、燕　　市、
糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、
阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、
胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、
阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、
刈羽村、関川村、粟島浦村

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。以下「法」という。）第16号第１項の規定に基づき、新潟県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を次のとおり定める。

第一　環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

環境負荷の低減に関する目標を以下のとおり設定する。

項　目	現状 （令和３年度）	中間目標 （令和６年度）	目標 （令和10年度）
特別栽培農産物等生産面積	26,771ha	30,786ha	36,140ha
温室効果ガス削減生産方式取組面積	2,831ha	3,262ha	3,834ha

第二　環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

環境と調和した持続可能な農業の展開に向けて取組を推進する環境負荷低減事業活動の内容及び導入すべき技術体系等は以下のとおりとする。

〇　「新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（別紙１）で定める持続性の高い農業生産方式

〇　「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱」（別紙２）の別紙「環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法」第１の４で定める農業生産活動等のうち、土づくりまたは温室効果ガスの排出量の削減に資する取組

〇　燃油使用量等削減のための省エネ設備や農業機械の導入、稲作や畜産由来のメタンの発生抑制対策等の温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

〇　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）第一条第一項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動（令和４年農林水産省告示第1413号）（別紙３）

第三　環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の実施に当たって、活用が期待される基盤確立事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 農林水産業 DX に関する事項

○　「新潟県総合計画」（別紙 4）におけるデジタル改革の推進や「デジタル改革の実行方針」（別紙 5）及び「新潟県農林水産業施策推進計画」（別紙 6）を踏まえた、デジタル技術を活用した資材の投入の最適化による生産性向上等に関する内容

(2) 脱炭素に関する事項

○　「新潟県総合計画」（別紙 4）における脱炭素社会の実現に向けた取組や、「新潟県環境基本計画」（別紙 7）及び「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」（別紙 8）を踏まえた、事業活動における省エネや脱炭素燃料の導入等の促進に関する内容

○　「新潟県農林水産業施策推進計画」（別紙 6）や「新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略」（別紙 9）を踏まえた、水田・畑地からの温室効果ガス発生抑制技術や農地への炭素貯留技術等の技術開発の推進及び、温室効果ガスの削減や炭素の農地土壌吸収に効果的な長期中干しや秋耕、耕畜連携による堆肥の施用や有機農業の団地化等の取組の推進に関する内容

(3) バイオマスに関する事項

○　「新潟県農林水産業施策推進計画」（別紙 6）及び「新潟県バイオマス活用推進計画」（別紙 10）を踏まえた、地域資源としてのバイオマスの有効活用の推進・利用拡大に関する内容

○　「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」（別紙 11）を踏まえた、家畜排せつ物の堆肥化及び堆肥の利用拡大の推進に関する内容

(4) その他

(1)～(3)の事項の他、農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見等を取り入れた先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業

第四　環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に向け、以下の取組を推進する。

(1) 消費者理解の促進及び食育に関する事項

○　「新潟県農林水産業施策推進計画」(別紙 6)及び「新潟県食育推進計画」(別紙 12)に基づき、安全・安心な農林水産物の提供の推進と、食育を通じた環境と調和のとれた農業生産の理解促進を図る。

○　「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」（別紙 8）及び「新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略」（別紙 9）に基づき、CO_2 排出の削減に向けた普及啓発・カーボンニュートラル教育を推進する。

(2) ブランド化の推進及び販路開拓に関する事項

○　新潟県特別栽培農産物認証制度等、環境と調和した農業の「見える化」の取組に加え、「県産農林水産物のブランド化の推進に関する基本的な方針」（別紙 13）も踏まえ、環境負荷低減事業活動により生産された新潟県産の農林水産物のブランド化及び販路開拓を推進する。

第五　その他、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

「新潟県環境基本計画」（別紙 7）及び「新潟県生物多様性地域計画」（別紙 14）に基づき、生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進するとともに、生物多様性を保全する県民・企業活動を促進する。

また、本基本計画の実効性を高めるため、市町村と県だけでなく、農林漁業者及びその組織する団体、基盤確立事業の実施主体となる農機メーカー、資材メーカー、食品事業者、地域の金融機関、研究機関、消費者団体等、幅広い関係者と連携を図りながら取組を進めていく。

【基本計画別紙一覧】

別紙	名称
1	新潟県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
2	環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱
3	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）第一条第一項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動（令和 4 年農林水産省告示第 1413 号）
4	新潟県総合計画
5	デジタル改革の実行方針
6	新潟県農林水産業施策推進計画
7	新潟県環境基本計画
8	新潟県地球温暖化対策地域推進計画
9	新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略
10	新潟県バイオマス活用推進計画
11	家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画
12	新潟県食育推進計画
13	県産農林水産物のブランド化の推進に関する基本的な方針
14	新潟県生物多様性地域計画